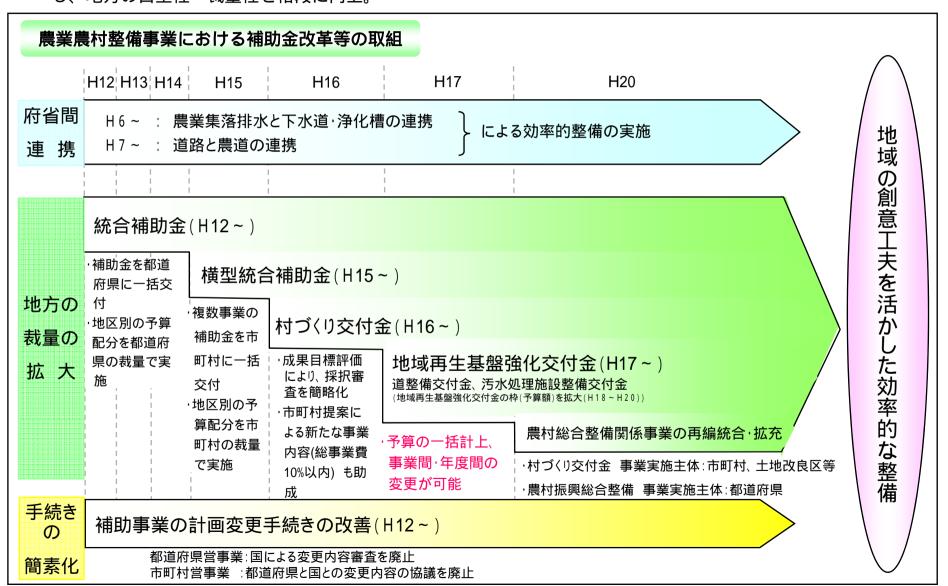
3.補助金改革等の取組

農業農村整備事業では、地域の創意工夫を活かした効率的な整備を図るため、地方の裁量の拡大など、積極的に 補助金改革に取り組んでいるところ。

平成17年度には、「地域再生基盤強化交付金」として、「汚水処理施設整備交付金」「道整備交付金」を創設し、地方の自主性・裁量性を格段に向上。

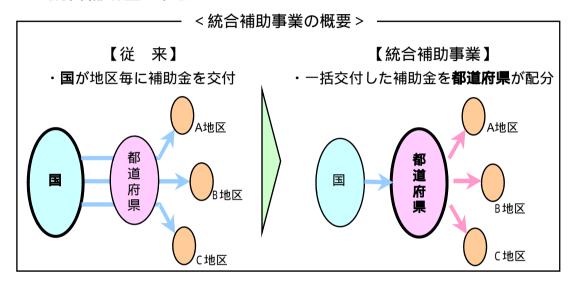


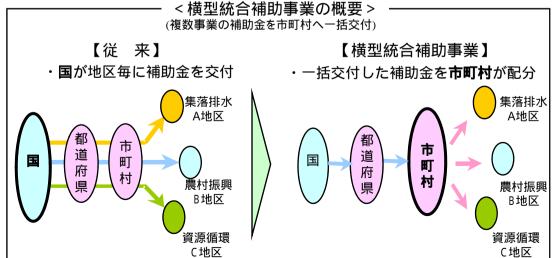
(参考)統合補助金化・交付金化

農村整備事業では、これまでも統合補助金化の推進など、地方分権に向けた取組みを着実に実施。

H12年度に統合補助金を導入して以来、順次拡充しH15年度には市町村の裁量を拡大した新たな統合補助金制度(横型統合補助事業)を創設し、更にH16年度に交付金制度(村づくリ交付金)を創設。

統合補助金の仕組





統合補助金化の実績

第2次地方分権推進計画(H11.3)以降の取組み

統合補助事業の拡大

H12年度

· 統合補助事業を導入(農村総合整備事業等)

H14年度

・全ての集落排水事業を統合補助事業化

H15年度

・横型統合補助事業を創設(むらづくり総合整備事業)

H16年度

・村づくり交付金を創設

H17年度

・地域再生基盤強化交付金を創設

交付金の特徴

- ・<u>横型統合補助事業よりも更に市町村の裁量度</u> が向上
 - → 採択要件よりも成果目標を重視
 - → 地方公共団体の判断で<u>年度間の事業量</u> 変更が可能

(参考)地域再生基盤強化交付金の概要

地域再生計画に基づき、地域の経済基盤の強化や生活環境の整備などのために活用。 道・汚水処理施設・港の3種類があり、年度間や事業間の融通が可能。

ポイント

分かりやすい

省庁の壁を超えて一本化した三種類のテーマ別

交付金を内閣府に一括計上

内閣府が、地方公共団体の地域再生計画を

(例えば) 5年分まとめて認定

使いやすい

地方公共団体の判断で「年度間の事業量変更」

「他の類似事業への充当」が可能

交付金交付に係る事務手続は、省庁が連携し

一体的に実施。

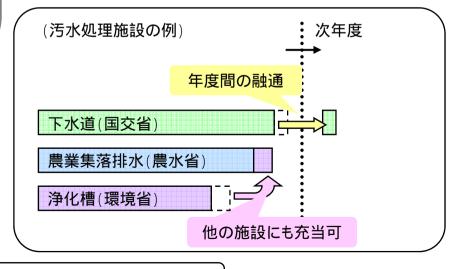
地 方 公 共 団 体

対象事業

道整備;市町村道(県代行含む)、広域 農道、林道

汚 水;公共下水道、浄化槽、農集、漁集

港整備;港湾施設(地方港湾)、漁港施設(第1種漁港)



「 道整備交付金の概要]

道整備交付金では、地域の重要なインフラである道路・農道・林道の一体的整備により、地域再生に貢献。



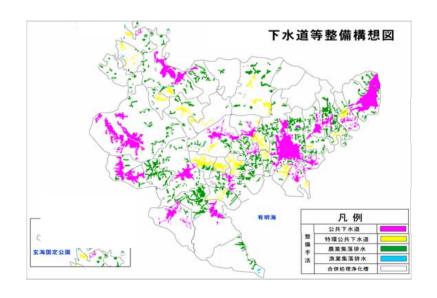
「 汚水処理施設整備交付金の概要]

汚水処理施設整備交付金では、地域の生活環境の改善により、地域再生に貢献。

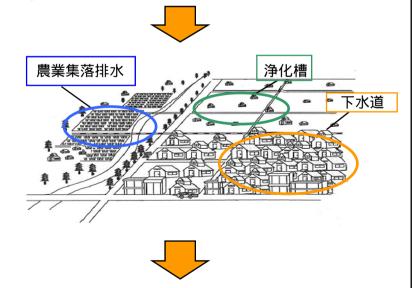
全体イメージ

汚水処理施設を一体的に整備することにより、効率的に地域の生活環境を改善

都道府県構想の枠組みの中で整備手法を選定



既存の都道府県構想にとらわれず、**市町村の 自主性、裁量性**に基づき、最新の知見で**自ら 基礎数値を定めて整備手法を見直す**ことが可能



結果は次回の**都道府県構想の見直しに反映**